

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の制定について

1 規則の新設理由

県内における医療水準の向上と医師の確保を図るため、海外において国内では修得することが難しい診療に係る知識又は技術を修得する研修を受ける者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事し、修得した知識又は技術を伝達しようとする者に対し、留学に必要な資金を貸し付ける医師海外留学資金貸付金制度を創設する。

2 規則の概要

医師海外留学資金貸付金制度について必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 目的	この規則は、海外に留学して国内では修得し、又は経験することが難しい診療に係る知識又は技術を修得する研修（以下「留学における研修」という。）を受ける者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事し、かつ、修得した知識又は技術を伝達しようとするものに対し、留学に必要な資金（以下「貸付金」という。）を貸し付けることにより、県内における医療水準の向上と医師の確保を図ることを目的とする。
(2) 貸付金の借受者の資格	貸付金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者とする。 ア 医師免許を有する者であること。 イ 医師免許取得後、5年以上15年以内の者であること。 ウ 次のいずれかに該当すること。 （ア）専門医資格を有する者であること。 （イ）学校法人自治医科大学を卒業した者であること。 エ 他から同種類の貸付金の貸与又は給与を受けていない者であること。
(3) 貸付金の額等	ア 貸付金の額は、留学における研修経費月額30万円及び渡航経費（帰国に要する経費を含むものとし、100万円を限度とする。）とする。 イ 貸付金の貸付期間は、留学における研修を始める日の属する月から留学における研修を終える日の属する月までとする。ただし、貸付期間は、6月以上24月以内とする。 ウ 知事は、次の各号に掲げる貸付金の区分に応じ、当該各号に定めるところにより貸付けを行うものとする。 （ア）留学経費 毎年度、当該年度分をまとめて6月末日までに貸し付ける。ただし、留学における研修を始めた日の属する年度の年度分にあつては、留学における研修を始めた日の属する月の翌月の末日までに貸し付けるものとする。 （イ）渡航経費 留学における研修を始めた日の属する月の翌月の末日までに貸し付ける。 エ 貸付金は、無利子とする。 オ 貸付金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人及び保証人を立てなければならない。
(4) 貸付申請	貸付金の貸付けを受けようとする者は、申請書に誓約書等を添えて、知事に申請しなければならない。
(5) 貸付予定の決定及び通知	ア 知事は、申請者について(1)の目的を達することができるかと認めた場合には、申請のあった日の属する月の翌月の末日までに貸付予定の決定を行い、申請者に対してその旨を通知するものとする。 イ 知事は、アの通知を受けた者（以下「貸付予定者」という。）が当該通知を受

	<p>けた日の属する年度の翌年度の末日までに留学における研修を開始しなかったときは、アの決定を取り消すものとし、貸付予定者に対してその旨及び貸付金を貸し付けない旨を通知するものとする。</p> <p>ウ 貸付予定者は、留学における研修を始める日が決定したときは、留学届出書を速やかに知事に提出しなければならない。</p>
(6) 貸付けの決定及び通知	知事は、留学届出書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付金を貸し付けるかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知する。
(7) 貸付申請の変更	<p>ア 貸付予定者又は借受者が貸付申請の内容を変更しようとするときは、変更申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>イ 知事は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を認めるかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知する。</p>
(8) 貸付けの終了	知事は、貸付期間が終了したときには、借受者に対してその旨を通知する。
(9) 貸付けの打ち切り及び休止	<p>ア 知事は、借受者の留学における研修の中止等貸付金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったときは、貸付金の貸付けを打ち切る。</p> <p>イ 知事は、留学における研修を中断した期間については、貸付金の貸付けを休止する。</p> <p>ウ ア又はイの場合、知事は、借受者並びに連帯保証人及び保証人に対してその旨を通知する。</p>
(10) 借用証書の提出	借受者は、貸付けが終了したとき、又は貸付けを打ち切られたときは、直ちに借用証書を知事に提出しなければならない。
(11) 貸付金の返還	借受者は、貸付けを打ち切られたとき等においては、1月以内に貸付金の全額を一括返還しなければならない。
(12) 返還の免除	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の定めるところによる。
(13) 返還の債務の履行猶予	知事は、災害等の理由があると認めるときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。
(14) 施行期日等	<p>ア この規則は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>イ 奨学金の貸付けの申請等の手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。</p>

#### 参考

医師海外留学資金貸付金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲（貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例）

免除の条件	免除の範囲
(1) 留学における研修を終了した日から起算して3月（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、その都度定める期間）以内に知事が指定する病院において常勤医師としての勤務を開始し、当該勤務を開始した日（以下この号において「勤務開始日」という。）から起算して貸付金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、その都度定める期間）以上、当該病院において常勤医師としての業務に従事し、かつ、勤務開始日から起算して1年以内に留学における研修で得た成果を伝達する講習会を県内において開催したとき。	債務の全部
(2) (1)の業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
(3) (2)に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受け	債務の全部又

たため医師の業務に従事することができなくなったとき。

は一部